

名証一斉連絡



平成26年6月27日
株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ

株券上場廃止基準に定める「債務超過」の猶予期間入り銘柄

記

1. 銘柄 21LADY (株) 株式
(コード: 3346、セントレックス)
2. 猶予期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日
3. 理由 本日同社が提出した有価証券報告書の連結貸借対照表において、事業年度の末日(平成26年3月31日)に債務超過の状態であることが確認されたため(株券上場廃止基準第2条の2第1項第4号)

※上記猶予期間経過後に提出される有価証券報告書により、債務超過の状態を解消したか否かを認定の上、上場継続(猶予期間解除)又は上場廃止を決定することとなります。

以上

【問合せ先】 自主規制グループ上場監理担当 TEL 052-262-3174